

平成 29 年 2 月

年金受給者の皆様へ

日本自動車厚生年金基金

日本自動車厚生年金基金解散のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 28 年 10 月中旬に、当基金が今後解散をすること、また、その解散予定時期とそれらに伴う年金のお支払い予定等についてご連絡をさせていただいておりましたが、このたび、日本自動車厚生年金基金は国の認可を受け、平成 29 年 1 月 30 日を以って解散をいたしましたことをお知らせいたします。

当基金の解散に伴い、これまで当基金からお支払いしておりました皆様への年金は、別紙のように取り扱われることとなりましたので、改めてご連絡申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒事情ご賢察の上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

【日本自動車厚生年金基金の解散に関するご照会】

(解散基金名称) 日本自動車厚生年金基金

(所在地) 〒151-0053

東京都渋谷区代々木3-25-3

(電話番号) 03-5333-5525

(基金解散後の年金受給について)

(1) 解散後の当基金からの年金について

当基金からお支払いをしていた年金は平成29年1月分の年金までで終了となります。

基金の年金のうち代行部分（老齢厚生年金部分）の年金が国に引き継がれます。

●当基金からの最終のお支払いについて

年6回払いの方

平成28年12月分・平成29年1月分 → 2月1日に送金されています

年3回払いの方

平成28年12月分～平成29年1月分 → 3月1日に送金されます

年2回払いの方

平成28年6月分～平成29年1月分 → 3月1日に送金されます

年1回払いの方

平成28年4月分～平成29年1月分 → 3月1日に送金されます

(2) 代行部分の年金の受け取りについて

国に引き継がれた代行部分の年金は国の老齢厚生年金と併せて支給されます。

(3) 代行部分の年金の振込日について

当基金の年金送金日は偶数月の1日でしたが、解散後は国の老齢厚生年金の振込日と同じになり、老齢厚生年金が送金されている口座に振り込まれます。

(偶数月の15日：金融機関が休日の場合は前営業日)

●国の初回支払について

平成29年2月分～平成29年3月分 → 4月14日 送金予定

(ご注意ください)

当基金の代行部分の年金は国の老齢厚生年金として国に引き継がれ、国の老齢厚生年金の取り扱いルールにより支給されますので、次のような場合に年金の支給が一部停止、または全額停止されることがあります。

- ①60歳以降も厚生年金に加入し就労している場合
- ②高年齢雇用継続給付を受給中の場合
- ③失業給付を受給中の場合
- ④遺族厚生年金・障害厚生年金を受給中の場合
- ⑤公的年金の受給資格に満たない場合